特別養護老人ホーム寿老苑　ご利用料金の目安（1割）

令和4年10月1日

＊基本ご利用料金表（1日あたり・単位円）　（６級地　１０．２７円）

自己負担 項目 / 要介護度	介護保険利用料金						その他の利用料金		自己負担額合計額（１日あたり）概算（１か月30日あたり）				
	サービス利用料	栄養マネジメント強化加算	個別機能訓練加算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員配置加算	居住費	食費	第４段階	第３段階②	第３段階①	第２段階	第１段階
要介護１	670	11	12	6	Ⅰ 6 Ⅱ 13	27	第４段階 2,006	1,445	4,196 125,880	3,415 102,450	2,705 81,150	1,955 58,650	1,865 55,950
要介護２	740						第3段階② 1,310	1,360	4,266 127,980	3,485 104,550	2,775 83,250	2,025 60,750	1,935 58,050
要介護３	815						第３段階① 1,310	650	4,341 130,230	3,560 106,800	2,850 85,500	2,100 63,000	2,010 60,300
要介護４	886						第２段階 820	390	4,412 132,360	3,631 108,930	2,921 87,630	2,171 65,130	2,081 62,430
要介護５	954						第１段階 820	300	4,480 134,400	3,699 110,970	2,989 89,670	2,239 67,170	2,149 64,470

＊別途介護保険利用料金合計額に介護職員処遇改善加算（8.3%）、介護職員特定処遇改善加算（2.3%）、ベースアップ等支援加算（1.6%）が加わります。

*食費の内訳（１食ごと・単位円）

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	335	480	150	480	1,445

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、１日の食事料金限度額を超えません。

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分（世帯全員）	対象条件	預貯金要件（夫婦の場合）
第１段階	市民税　非課税	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	１０００万円以下（２０００万円）
第２段階	市民税　非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が８０万円以下	650万円以下（1，650万円）
第３段階①	市民税　非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が８０万超120万以下	550万円以下（1，550万円）
第３段階②	市民税　非課税	世帯全員が市町村非課税であって、かつ本人年金等収入が年間120万円超	500万円以下（1，500万円）
第4段階	市民税　課税	世帯に課税者がいる者・本人が市町村民税課税者	

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

１）支払について

1か月分の利用料金を、翌月15日頃に請求書を郵送させて頂きます。毎月27日口座引落となります。引落手数料は施設負担となります。

２）介護保険利用料金　　＊基本ご利用料金表に含まれる利用料金　●主に預り金より支払い予定の料金

	項目	加算単位	料金	内容
	初期加算	1日あたり入居後30日間	30	入居日から30日に限って加算。又、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象。
	外泊時費用	1日あたり月6日を限度	252	入院した場合、及び居宅における外泊を認めた場合。
	療養食加算	1日に３回を限度	18	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合。
＊	栄養マネジメント強化加算	1日あたり	11	常勤の管理栄養士を一名以上配置して、共同して個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合。
＊	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日あたり	6	看護・介護職員の総数の内常勤職員の占める割合が７５％以上配置されている場合。
＊	看護体制加算Ⅰ	1日あたり	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
＊	看護体制加算Ⅱ	1日あたり	13	基準を上回る看護職員の配置と看護職員と２４時間連絡体制が確保されている場合。
＊	夜勤職員配置加算	1日あたり	27	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合
	科学的介護推進体制加算	月あたり	40ｏｒ50	入居者の状態や提供したケアに関する情報を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直している場合。
＊	個別機能訓練加算	1日あたり	12	機能訓練指導員が、入居者様の機能計画書作成し個別機能訓練を行い、評価する.
	看取り介護加算	看取り介護を行った時		医師により看取り時と判断された場合で看取り介護を行った場合。（死亡日以前３１日以上４５日１日あたり７３円、４日前から３０日前１日あたり死亡日の前日及び前々日、1日あたり698円、死亡日1,314円）
	・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	8.3% 2.3%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
	ベースアップ等支援加算	介護保険利用料金全体	1.6%	ベースアップ等支援加算に対する対策を行っている場合
	ADL維持等加算	月あたり	30ｏｒ60	入居者全員のＡＤＬを評価し結果を定期的に厚労省に提出し、維持・改善の度合いが一定の水準を超えた場合。
	褥瘡マネージメント加算	月あたり	3ｏｒ13	入居者ごとに褥瘡が発生するリスクについて定期的に評価を行い、その結果を厚労省に提出。当該情報を活用。
	排せつ支援加算	月あたり	10ｏｒ15ｏｒ20	入居者ごとに排泄支援の取り組みについて評価を行い、その結果を厚労省に提出。当該情報を活用している場合。
	退所前連携加算	１回を限度	513	退所前に入居者が希望する居宅介護支援事業所へ退所後サービス利用について情報提供し連携調整を行った場合。
	在宅復帰支援機能加算	１日あたり	10	・６か月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けているものの割合が２０％を超える事 ・退所日から３０日以内に従業者が居宅を訪問又は、居宅介護支援事業者からの情報提供を受け退去者在宅生活　が１か月以上継続する見込みであることを確認・記録している場合。
	在宅・入所相互利用加算 （要介護3.4.5対象）	1日あたり３か月を限度	41	複数人があらかじめ在宅期間・入所期間（３か月限度）を定め、同一の個室を計画的に利用している場合。

３）その他の利用料金

＊	居住費	1日あたり	2,006	室料などの費用（入院時の室料）
＊	食費	1日あたり	1,445	食材料及び調理費用
	電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
	預り金サービス費	1回あたり	110	預り金を引き出す場合。又は預ける場合。
	特別な食事代	1回あたり	実費	特別な希望に基づくメニューや食材費
	●理美容代	1回あたり	実費	理美容を行った場合
	●教養娯楽費			クラブ活動や行事の材料費など
	●医療費	―	実費	診察や服薬などにかかる費用
	●健康管理費			インフルエンザ予防接種にかかる費用など
	コピー代	１枚あたり	22	書類複写を希望される場合
	写真代	１枚あたり	実費	希望される写真を購入される場合。
	日用品費	―	実費	希望される日用品を購入される場合
	文書料・証明書類作成料	―	実費	死亡診断書等の書類作成費、証明書（法人印施設長印を使用する物）作成費

特別養護老人ホーム寿老苑　ご利用料金の目安（2割）

令和4年10月1日 現在

＊基本ご利用料金表（1日あたり・単位円）　（６級地　１０．２７円）

自己負担 項目 / 要介護度	介護保険利用料金						その他の利用料金		自己負担額合計額（１日あたり）概算（１か月30日あたり）
	サービス利用料	栄養マネジメント加算	個別機能訓練加算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員配置加算	居住費	食費	
要介護１	1,340	22	24	12	Ⅰ12 Ⅱ26	54	2,006	1,445	4,941 148,230
要介護２	1,480								5,081 152,430
要介護３	1,630								5,231 156,930
要介護４	1,772								5,373 161,190
要介護５	1,908								5,509 165,270

＊別途介護保険利用料金合計額に介護職員処遇改善加算（8.3%）、介護職員特定処遇改善加算（2.3%）、ベースアップ等支援加算（1.6%）が加わります。

*食費の内訳（１食ごと・単位円）

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	335	480	150	480	1,445

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、１日の食事料金限度額を超えません。

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分（世帯全員）	対象者	預貯金要件（夫婦の場合）
第１段階	市民税　非課税	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1000万円以下（2000万円）
第２段階	市民税　非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万円以下	６５０万円以下（1，650万円）
第３段階①	市民税　非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が８０万超１２０万以下	５５０万円以下（1，550万円）
第３段階②	市民税　非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が年間120万円超	500万円以下（1，500万円）
第４段階	市民税　課税	世帯に課税者がいる者・本人が市町村民税課税者	

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

１）支払について
1か月分の利用料金を、翌月15日頃に請求書を郵送させて頂きます。毎月27日口座引落となります。引落手数料は施設負担となります。

２）介護保険利用料金　　＊基本ご利用料金表に含まれる利用料金　●主に預り金より支払い予定の料金

	項目	加算単位	料金	内容
	初期加算	1日あたり入居後30日間	60	入居日から30日に限って加算。又、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象。
	外泊時費用	1日あたり 月6日を限度	504	入院した場合、及び居宅における外泊を認めた場合。
	療養食加算	１日に３回を限度	36	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合。
＊	栄養マネジメント強化加算	1日あたり	22	常勤の管理栄養士を一名以上配置して、共同して個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合。
＊	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日あたり	12	看護・介護職員の総数の内常勤職員の占める割合が７５％以上配置されている場合。
＊	看護体制加算Ⅰ	1日あたり	12	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
＊	看護体制加算Ⅱ	1日あたり	26	基準を上回る看護職員の配置と看護職員と２４時間連絡体制が確保されている場合。
＊	夜勤職員配置加算	1日あたり	54	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合
	科学的介護推進体制加算	月あたり	80ｏｒ100	入居者の状態や提供したケアに関する情報を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直している場合。
＊	個別機能訓練加算	1日あたり	24	機能訓練指導員が、入居者様の機能計画書作成し個別機能訓練を行い、評価する.
	看取り介護加算	看取り介護を行った時		医師により看取り時と判断された場合で看取り介護を行った場合。（死亡日以前4日以上30日以下、1日あたり294円、死亡日の前日及び前々日、1日あたり1.396円、死亡日2.628円）
	・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	8.3% 2.3%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
	ベースアップ等支援加算	介護保険利用料金全体	1.6%	ベースアップ支援加算に対する対策を行っている場合
	ＡＤＬ維持等加算	月あたり	60ｏｒ120	入居者全員のＡＤＬ値を評価し結果を定期的に厚労省に提出し、維持・改善の度合いが一定の水準を超えた場合
	褥瘡マネージメント加算	月あたり	6ｏｒ26	入居者ごとに褥瘡が発生するリスクについて定期的に評価を行い、その結果を厚労省に提出。当該情報を活用。
	排せつ支援加算	月あたり	20ｏｒ30ｏｒ40	入居者ごとに排泄支援の取り組みについて評価を行い、その結果を厚労省に提出。当該情報を活用している場合。
	退所前連携加算	１回を限度	1026	退所前に入居者が希望する居宅介護支援事業所へ退所後サービス利用について情報提供し連携調整を行った場合。
	在宅復帰支援機能加算	１日あたり	20	・６か月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けているものの割合が２０％を超える事 ・退所日から３０日以内に従業者が居宅を訪問又は、居宅介護支援事業者からの情報提供を受け退去者在宅生活が１か月以上継続する見込みであることを確認・記録している場合。
	在宅・入所相互利用加算 （要介護3.4.5対象）	1日あたり ３か月を限度	82	複数人があらかじめ在宅期間・入所期間（３か月限度）を定め、同一の個室を計画的に利用している場合。

３）その他の利用料金

＊	居住費	1日あたり	2,006	室料などの費用（入院時の室料）
＊	食費	1日あたり	1,445	食材料及び調理費用
	電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
	預り金サービス費	1回あたり	110	預り金を引き出す場合。又は預ける場合。
	特別な食事代	1回あたり	実費	特別な希望に基づくメニューや食材費
	●理美容代	1回あたり	実費	理美容を行った場合
	●教養娯楽費			クラブ活動や行事の材料費など
	●医療費	—	実費	診察や服薬などにかかる費用
	●健康管理費			インフルエンザ予防接種にかかる費用など
	コピー代	１枚あたり	20	書類複写を希望される場合
	写真代	１枚あたり	実費	希望される写真を購入される場合。
	日用品費	—	実費	希望される日用品を購入される場合
	文書料・証明書類作成料	—	実費	死亡診断書等の書類作成費、証明書（法人印施設長印を使用する物）作成費

特別養護老人ホーム寿老苑　ご利用料金の目安（3割）

令和4年10月1日 現在

＊基本ご利用料金表（1日あたり・単位円）　（６級地　１０．２７円）

自己負担 項目 / 要介護度	介護保険利用料金						その他の利用料金		自己負担額合計額（１日あたり）概算（１か月30日あたり）
	サービス利用料	栄養マネジメント加算	個別機能訓練加算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員配置加算	居住費	食費	
要介護１	2,010	33	36	18	Ⅰ18 Ⅱ39	81	2,006	1,445	5,686 170,580
要介護２	2,220								5,896 176,880
要介護３	2,445								6,121 183,630
要介護４	2,658								6,334 190,020
要介護５	2,862								6,538 196,140

＊別途介護保険利用料金合計額に介護職員処遇改善加算（8.3%）、介護職員特定処遇改善加算（2.3%）、ベースアップ等支援加算（1.6%）が加わります。

*食費の内訳（１食ごと・単位円）

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	335	480	150	480	1,445

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、１日の食事料金限度額を超えません。

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分（世帯全員）	対象者	預貯金要件（夫婦の場合）
第１段階	市民税　非課税	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1000万円以下（２０００万円）
第２段階	市民税　非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万円以下	６５０万円以下（1，650万円）
第３段階①	市民税　非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が８０万超120万以下	550万円以下（1，550万円）
第３段階②	市民税　非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が年間120万超	500万円以下（1，500万円）
第４段階	市民税　課税	世帯に課税者がいる者・本人が市町村民税課税者	

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

１）支払について

1か月分の利用料金を、翌月15日頃に請求書を郵送させて頂きます。毎月27日口座引落となります。引落手数料は施設負担となります。

２）介護保険利用料金　　＊基本ご利用料金表に含まれる利用料金　●主に預り金より支払い予定の料金

	項目	加算単位	料金	内容
	初期加算	1日あたり入居後30日間	90	入居日から30日に限って加算。又、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象。
	外泊時費用	1日あたり 月6日を限度	756	入院した場合、及び居宅における外泊を認めた場合。
	療養食加算	1日に３回 を限度	54	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合。
＊	栄養マネジメント加算	1日あたり	33	常勤の管理栄養士を一名以上配置して、共同して個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合。
＊	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日あたり	18	常勤職員が75%以上配置されている場合。看護・介護職員の総数の内常勤職員の占める割合が７５%以上配置されている場合。（いずれか）
＊	看護体制加算Ⅰ	1日あたり	18	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
＊	看護体制加算Ⅱ	1日あたり	39	基準を上回る看護職員の配置と看護職員と２４時間連絡体制が確保されている場合。
＊	夜勤職員配置加算	1日あたり	81	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合
	科学的介護推進体制加算	月あたり	120ｏｒ150	入居者の状態や提供したケアに関する情報を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直している場合。
＊	個別機能訓練加算	1日あたり	36	機能訓練指導員が、入居者様の機能計画書作成し個別機能訓練を行い、評価する.
	看取り介護加算	看取り介護を行った時		医師により看取り時と判断された場合で看取り介護を行った場合。（死亡日以前4日以上30日以下、1日あたり441円、死亡日の前日及び前々日、1日あたり2.094円、死亡日3.942円）
	・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	8.3% 2.3%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
	ベースアップ等支援加算	介護保険利用料金全体	1.6%	ベースアップ等支援加算に対する対策を行っている場合
	ＡＤＬ維持等加算	月あたり	90ｏｒ180	入居者全員のＡＤＬ値を評価し結果を定期的に厚労省に提出し、維持・改善の度合いが一定の水準を超えた場合。
	褥瘡マネージメント加算	月あたり	9ｏｒ39	入居者ごとに褥瘡が発生するリスクについて定期的に評価を行い、その結果を厚労省に提出。当該情報を活用。
	排せつ支援加算	月あたり	30ｏｒ45ｏｒ60	入居者ごとに排泄支援の取り組みについて評価を行い、その結果を厚労省に提出。当該情報を活用している場合。
	退所前連携加算	１回を限度	1539	退所前に入居者が希望する居宅介護支援事業所へ退所後サービス利用について情報提供し連携調整を行った場合。
	在宅復帰支援機能加算	１日あたり	30	・６か月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けているものの割合が２０%を超える事 ・退所日から３０日以内に従業者が居宅を訪問又は、居宅介護支援事業者からの情報提供を受け退去者在宅生活　が１か月以上継続する見込みであることを確認・記録している場合。
	在宅・入所相互利用加算 （要介護3.4.5対象）	1日あたり ３か月を限度	123	複数人があらかじめ在宅期間・入所期間（３か月限度）を定め、同一の個室を計画的に利用している場合。

３）その他の利用料金

＊	居住費	1日あたり	2,006	室料などの費用（入院時の室料）
＊	食費	1日あたり	1,445	食材料及び調理費用
	電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
	預り金サービス費	1回あたり	110	預り金を引き出す場合。又は預ける場合。
	特別な食事代	1回あたり	実費	特別な希望に基づくメニューや食材費
	●理美容代	1回あたり	実費	理美容を行った場合
	●教養娯楽費			クラブ活動や行事の材料費など
	●医療費	—	実費	診察や服薬などにかかる費用
	●健康管理費			インフルエンザ予防接種にかかる費用など
	コピー代	１枚あたり	20	書類複写を希望される場合
	写真代	１枚あたり	実費	希望される写真を購入される場合。
	日用品費	—	実費	希望される日用品を購入される場合
	文書料・証明書類作成料	—	実費	死亡診断書等の書類作成費、証明書（法人印施設長印を使用する物）作成費